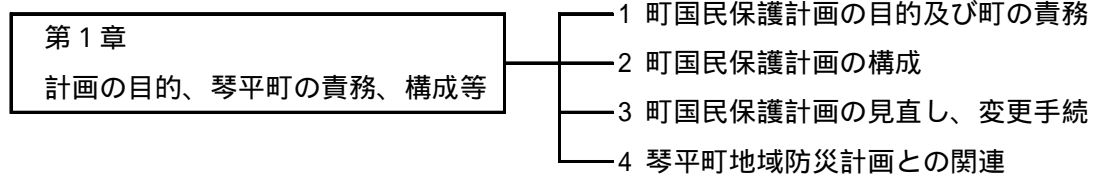


第1編 総論

第1章 計画の目的、町の責務、構成等

琴平町（以下「町」という。）は、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）の目的及び町の責務を明らかにするとともに、構成等について定める。

計画の体系



1 町国民保護計画の目的及び町の責務

(1) 町国民保護計画の目的

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）第35条第1項の規定に基づき、琴平町長（以下「町長」という。）が作成する計画であり、町が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に関する必要な事項を定め、もって、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、町の区域に係る武力攻撃事態、緊急対処事態等から国民の生命、身体及び財産を守るとともに、武力攻撃に伴う被害を最小化することを目的とする。

(2) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び香川県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ・ 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

- ・ 町が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・ その他、町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処

なお、その他、資料編を別冊として編集する。

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画は、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、琴平町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

4 琴平町地域防災計画との関連

町国民保護計画は、国民保護法に基づき武力攻撃事態等に対処するためのものであり、琴平町地域防災計画（一般対策編、震災対策編）（以下「町地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき自然災害等の災害に対処するためのものであるので、相違点が多々見られるが、町のとるべき体制、情報伝達手段など類似する点も多いことから、活用を図るものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとし、その要請に当たって強制にわたらないよう留意する。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適

用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性への配慮

本町には、第4章において詳述するように、計画策定に当たって配慮すべき地域特性が存在する。

たとえば二級河川金倉川、金刀比羅宮をはじめとする観光施設、それに付随する宿泊施設など、様々な地域特性があることから、町は国民保護措置の実施に当たり、これらの地域特性に配慮する。

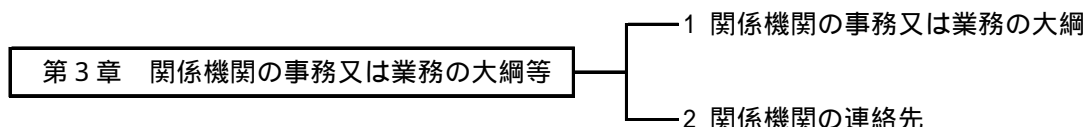
(10) 町地域防災計画等の活用

町は、国民保護措置が、現有の町地域防災計画における自然災害、事故災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画に基づく取り組みの蓄積を活用するよう努める。

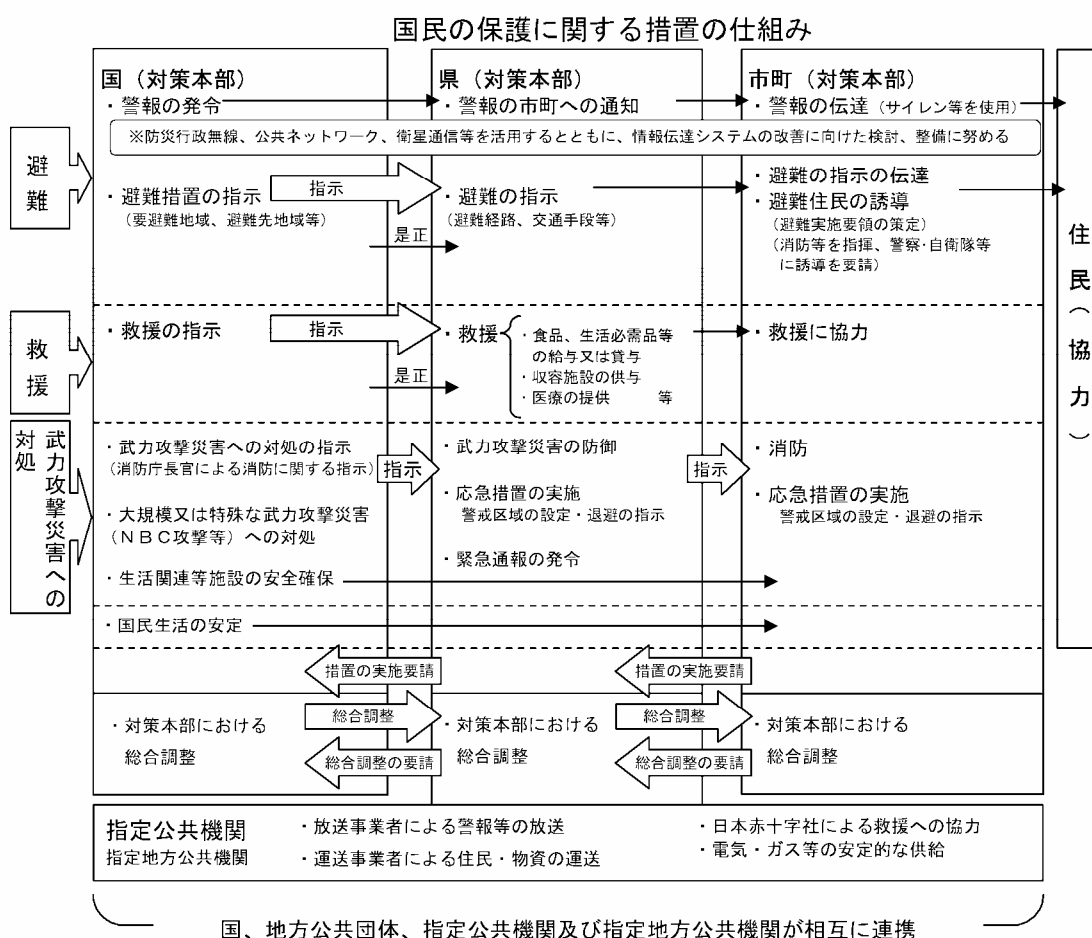
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握する。

計画の体系



国、県、市町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



以上、“香川県国民保護計画” P6より抜粋

1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

町の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成に関する事 2 国民保護協議会の設置、運営に関する事 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営に関する事 4 組織の整備、訓練に関する事 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施に関する事 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関する事 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関する事 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関する事 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関する事

以上、“香川県国民保護計画” P7より参照

県の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成に関する事 2 国民保護協議会の設置、運営に関する事 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営に関する事 4 組織の整備、訓練に関する事 5 警報の通知に関する事 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施に関する事 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関する事 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関する事 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関する事 10 交通規制の実施に関する事 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関する事

以上、“香川県国民保護計画” P7より参照

指定地方行政機関の事務又は事務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
警察庁 四国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局との連携に関すること 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
防衛施設庁 広島防衛施設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所轄財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
総務省 四国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整に関すること 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保に関すること 4 非常通信協議会の指導育成に関すること
財務省 四国財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資に関すること 2 金融機関に対する緊急措置の指示に関すること 3 普通財産の無償貸付に関すること 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会に関すること
神戸税関（坂出税関支署）	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続きに関すること
厚生労働省 中国四国厚生局 （四国厚生支局）	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供に関すること
厚生労働省 香川労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策に関すること
農林水産省 中国四国農政局 （香川農政事務所）	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保に関すること 2 農業関連施設の応急復旧に関すること
農林水産省 四国森林管理局 （香川森林管理事務所）	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給に関すること
経済産業省 四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
経済産業省 中国四国産業保安 監督部（四国支部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気・ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督に関すること 2 鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督に関すること 3 危険物等の保全に関すること
国土交通省 四国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧に関すること 2 港湾施設の使用に関する連絡調整に関すること

国土交通省 四国地方整備局	3 港湾施設の応急復旧に関すること 4 所管施設利用者への情報提供に関すること
国土交通省 四国運輸局	1 運送事業者への連絡調整に関すること 2 運送施設及び車両の安全保安に関すること
大阪航空局（高松空港事務所）	1 飛行場使用に関する連絡調整に関すること 2 航空機の航行の安全確保に関すること
気象庁 大阪管区气象台（高松地方气象台）	1 気象情報の把握及び情報の提供に関すること
海上保安庁 第六管区海上保安部（高松海上保安部、坂出海上保安署、坂手海上保安署）	1 船舶内に在る物に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関すること 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保に関すること 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等に関すること 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示に関すること 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に関すること

以上、“香川県国民保護計画” P8～9より参照

指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は事務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送に関すること
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送に関すること 2 旅客及び貨物の運送の確保に関すること
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時的設置における協力に関すること 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱いに関すること
電気事業者	1 電気の安定的な供給に関すること
病院その他の医療機関	1 医療の確保に関すること
道路管理者	1 管理区間内の道路管理に関すること
日本赤十字社	1 救援への協力に関すること 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答に関すること
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

以上、“香川県国民保護計画” P9より参照

2 関係機関の連絡先

各関係機関の連絡先を示す。

なお、武力攻撃事態等対策本部（以下「国の対策本部」という。）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で別途示される。

また、各関係機関等の連絡先については、町国民保護計画とは別個に、一貫性を持った資料として保有する。

資料編：県、消防機関、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の担当部署、所在地、連絡方法

資料編：町機関（教育委員会を含む）

資料編：その他の機関

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(なお、人口分布等については、平成17年国勢調査速報、住民基本台帳、外国人登録者数等に基づき記載した。)

(1) 地形

本町は、香川県の中央部土器川と金倉川の扇状地に位置し、総面積8.46km²で町域は東西3.3km、南北5.3kmにおよぶ。

町周辺は、南東はまんのう町、南西は三豊市、北から北西にかけては善通寺市に接している。

地勢は南北に長く、町域の西側は琴平山(象頭山)の山裾に沿っている。

本町の地形は、土器川、金倉川によって形成された沖積平野であり、これらの河川による扇状地・氾濫原などで形成されている。町西部には、卓上の形をした琴平山(象頭山)、町北部には如意山がある。

町を流れる河川は、二級河川金倉川とその水系に属する満濃川、平松川、買田川などがある。

河川は、いずれも流路延長が短く、雨量も少ないことから、川幅は狭く水量も乏しい。

町は、国民保護措置を実施する場合、平素からバス等を有する関係機関等との連携に努め、全住民避難を視野に入れた体制の整備に留意する必要がある。

琴平町の地形

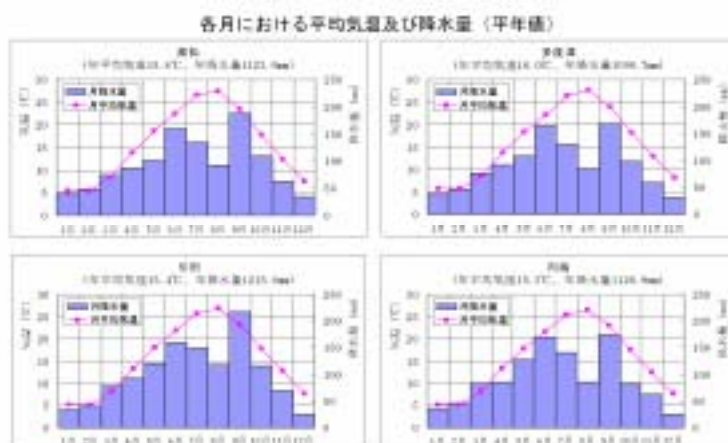


(2) 気候

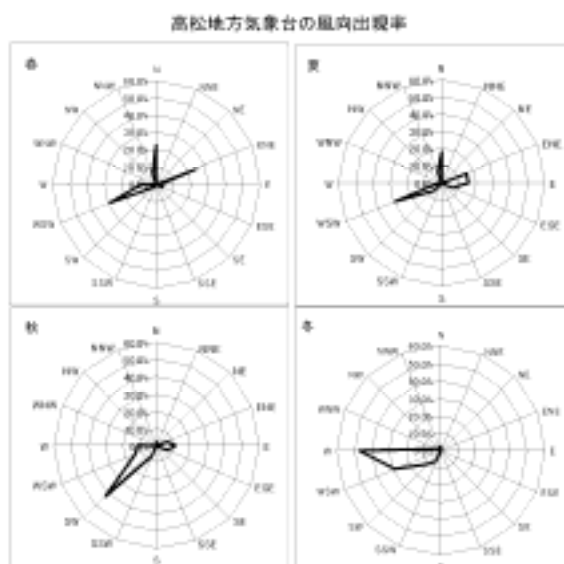
本町の気候は、瀬戸内海地域の特徴をよく現しており、降水量が少なく、比較的温暖で日照時間が長い。県下では、高松での年平均気温は 15.8℃、年降水量の平均値は 1,123.6mm であり、近隣町の多度津町特別地域気象観測所（北緯 34 度 16 分、東経 133 度 45 分）での平成 17 年の平均気温は 16.4℃、平均湿度は 62%、年間降水量は 860mm となっている。年間降水日数は 87 日で、降水量は全国平均と比較して少なく、日照時間は全国平均より長く年間 2112.6 時間であった。

高松地方気象台の 5 カ年の風向を見ると、秋には南西の風が多く吹き、冬には、西風が多い。春と夏は、西南西の風が多いものの、北風と東風の 3 方向からの風が多いことがわかる。

町は、武力攻撃事態等において、救援等の国民保護措置を円滑に行うため、気象情報などの収集及び飲料水等の安定的供給体制等を整備することが必要である。



高松地方気象台の昭和46年から平成12年までの50年の資料より作成。



高松地方気象台の平成12年9月から平成17年8月の5カ年の資料より作成。

(3) 人口分布

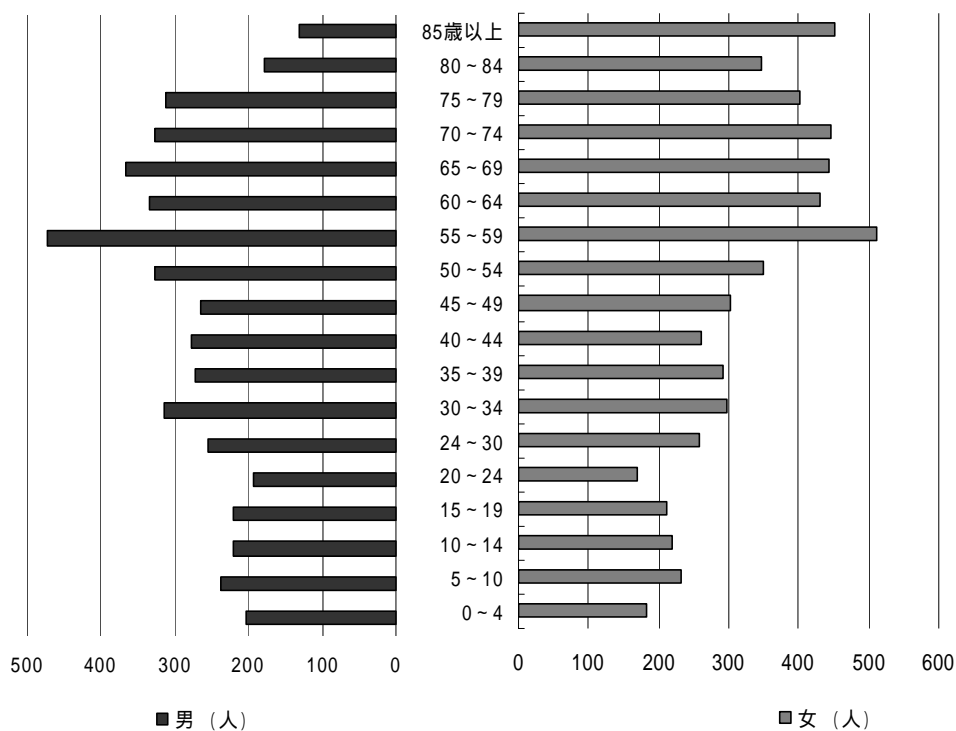
本町の人口は、平成 18 年 4 月 1 日現在、10,707 人（男性 4,902 人、女性 5,805 人/住民基本台帳）である。

町の人口は、町の南部に集中が見られるが、可住面積が町全域に広がることから、人口分散している。人口は減少傾向にある。

町内の世代別人口は、15 歳未満の人口が町人口に占める割合は 12.1%、15～64 歳が 56.1%、65 歳以上が 31.8%である。本町における 65 歳以上の高齢化率は、全国平均の 19.5%に比べ 12.3%高い。

町は、武力攻撃事態等において、人的被害を最小限にするために、平素における高齢者等の避難誘導の在り方、市街部における住民の避難誘導の在り方を十分に検討する必要がある。

男女別、年齢別（5 歳階級）人口構成
（平成 18 年 4 月 1 日現在/住民基本台帳人口）



(4) 道路の位置等

本町の道路は、一般国道、県道、町道などがあり、町道の道路総数は227路線で、実延長は61.53kmとなっている。幹線系道路については、主要路線として、国道2路線(319号、377号)、県道7路線(琴平停車場線他)及び町南部に隣接して国道32号が挙げられ、ネットワークが構築されつつある。ただし、局部的には十分な幅員が確保されていない未改良区間が存在すること、及び特定の路線、区間において混雑状況が確認される。

町は、国民保護措置を実施する場合、緊急物資の運送や救援等の実施にあたり、平素から関係機関等との連携協力に努め、輸送体制を整備する必要がある。



(5) 鉄道の位置等

本町内に鉄道路線を保有する事業者は、四国旅客鉄道株式会社及び高松琴平電気鉄道株式会社である。

四国旅客鉄道の路線は、多度津駅から本町の琴平駅等を経由し窪川駅へ至る土讃線が存在する。

高松琴平電気鉄道の路線は、高松市の高松築港駅から本町の琴電琴平駅を結ぶ琴平線が存在する。

上記の交通網の効率的な活用を考慮した緊急物資の輸送、救援等の検討を行う必要がある。



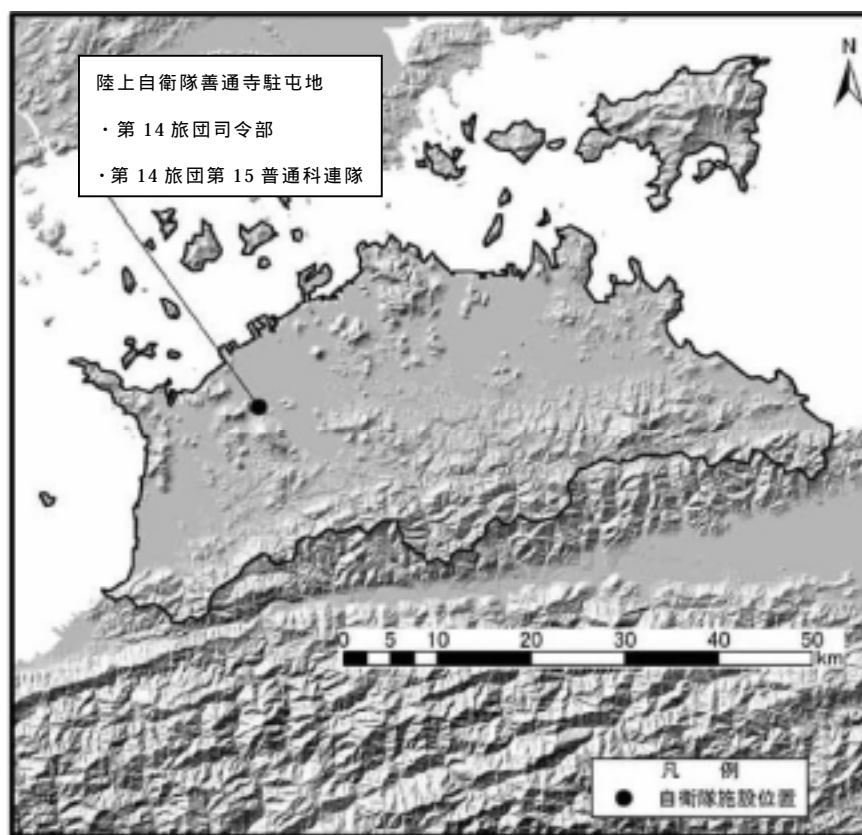
(6) 自衛隊施設

県内の自衛隊施設は、善通寺市にある陸上自衛隊善通寺駐屯地である。陸上自衛隊第14旅団が本部を置いており、第14旅団長が駐屯地司令を兼務しており、四国四県を担当している。

善通寺駐屯地は、昭和25年8月に創設された。現在、駐屯地には、第14旅団司令部をはじめとして、第15普通科連隊等が駐屯している。

これら施設は、武力攻撃事態等においては、敵の侵害排除での部隊移動等が必要となるため、施設周辺の住民の避難路との競合が想定されるが、町は、県と連携して、住民保護の観点に立って、避難が円滑に行えるよう配慮するものである。

自衛隊施設位置図



(7) 香川用水、ため池等

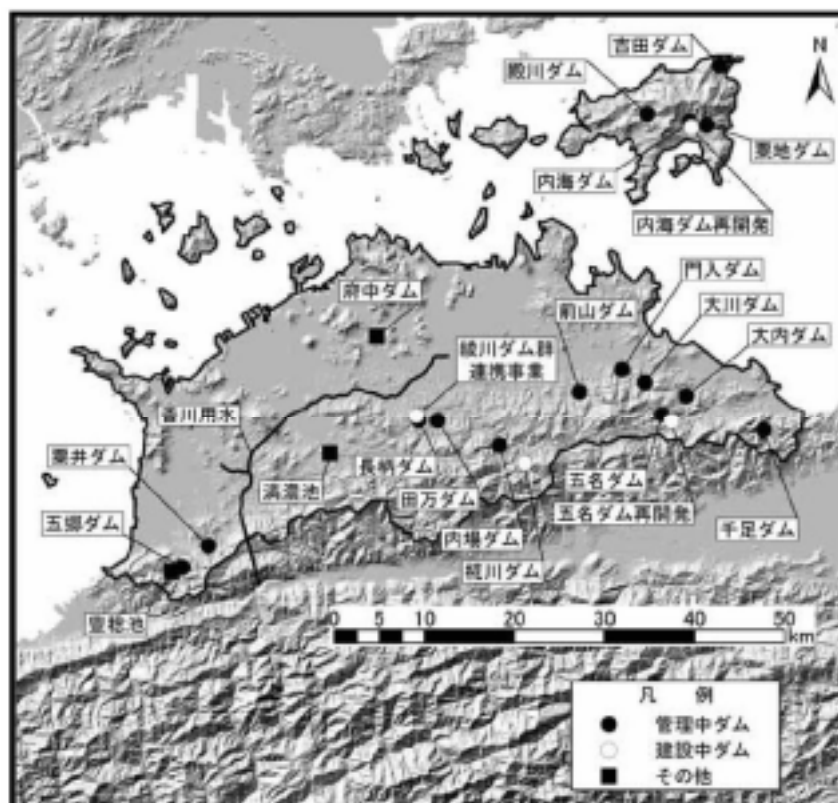
香川県は、年平均降水量が全国平均と比べ3分の2と少なく、また、県内を流れる河川も流域が小さい上に、流路も短く急流であるため、通常は河道に流水を見ないことも多い。そのため、水資源確保対策として、古くより多くのため池やダムが築かれてきた。県内のため池は14,600余箇所あり、兵庫県、広島県に次いで全国第3位、密度では全国第1位である。

香川用水は、吉野川上流に建設された早明浦ダム（年間水量8億6,300万 m^3 ）が源で、その下流の池田ダムから取水している。町においては、上水道用水の24.8%を香川用水（県営水道）に依存している。依存年間水量は平成17年度において約40万 m^3 である。

町内のため池は4箇所、出水は41箇所あり、町内の農業用水のほとんどがこれらのため池、出水に依存し、貴重な水源となっている。また、洪水調整機能の役割も果たしており、「暮らしの中のため池、出水」として地域にとって欠かせない施設となっている。

町は、武力攻撃事態等において、香川用水、ため池、出水等が破壊された場合には、破壊による直接被害のみならず、浸水、水資源の枯渇等による二次的被害をもたらすため、これら施設における警戒を強めるとともに、飲料水等の安定的供給の体制を整備することが必要である。

香川用水及びダム施設の位置図



(8) 観光施設

本町内には、全国的に有名なこんぴらさん（金刀比羅宮）があり、多くの観光客で賑わう。その参道近くにある旧金毘羅大芝居では毎年春に「四国こんぴら歌舞伎大芝居」が開催され、歌舞伎が上演されている。

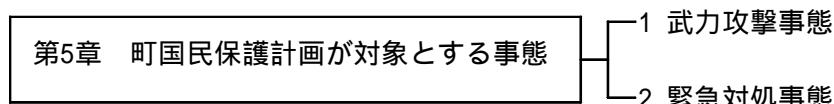
町は、武力攻撃事態等において、これらの観光施設が破壊された場合には、観光客に対し、的確かつ迅速に情報を伝達し、かつ、観光客の帰宅支援および一時的な滞在場所の確保に努める。

また、観光施設の被災については、所有者・管理団体等と連携・協力して必要な措置を実施する。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

計画の体系



1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

ここでは、「基本指針及び県国民保護計画」に示されたそれぞれの類型の特徴、留意点を示す。

	特 徴	留 意 点
着 上 陸 侵 攻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことが想定される ・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域が攻撃目標となりやすい ・ 危険物施設など攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害が発生する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の準備が可能、先行避難・広域避難が必要 ・ 瀬戸内海側の香川県の場合、いきなりの着上陸の可能性は低いと考えられ、事前準備が可能 ・ 可能なら武力攻撃予測事態において避難 ・ 広域避難に伴う混乱発生の防止に努める ・ 速やかな避難のための輸送力確保が必要
ゲ リ ラ や 特 殊 部 隊 に よ る 攻 撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に予測できず突発的に被害が発生することも考えられる ・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害等大きな被害の発生も想定される(危険物施設等の被害) ・ 放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを目的とした爆弾(ダートィボム)が使用される場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部長は、要避難地域の住民を速やかに避難させる ・ 武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一次避難させ、その後、関係機関が安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要 ・ 知事による緊急通報の発令、町長又は知事による退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要

弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、かつ、極めて短時間での着弾が予想される ・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要 ・当初は屋内避難を指示し、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を実施 ・屋内避難の場合には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難 ・事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難 ・都市部や、ライフラインのインフラ施設が目標となる事も想定 ・繰り返し行われることも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃目標を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある ・生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置に留意 ・屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難

特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ）については、基本指針に示された留意点を以下に示す。

留意点	
NBC攻撃共通の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずる ・消防機関、県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民の誘導を行う ・知事は、建物への立入制限、交通の制限、給水制限等の措置を講ずる ・避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えさせる

	特 徴	留 意 点
核兵器等 (N)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる ・放射性降下物は、放射能を持った灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される 	<ul style="list-style-type: none"> ・風下を避けて極力風向きと垂直方向に避難し、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制 ・汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める ・熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、堅牢な建物、地下施設等に避難し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 ・汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切に実施
生物兵器 (B)	<ul style="list-style-type: none"> ・人に知られることなく散布することが可能で、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次感染の拡大防止が課題 ・外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる ・厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行う
化学兵器 (C)	<ul style="list-style-type: none"> ・地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難する ・原因物質の検知及び特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助等、汚染の拡大の防止のための措置を迅速に実施 ・化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く

2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、緊急処理事態として以下の事態例を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
危険物施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要	
・ダーティボムの爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	放射性物質	・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である
・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布		生物剤（毒素を含む。）による攻撃
・水源地に対する毒素等の混入	化学剤による攻撃	・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想 ・爆発、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる